

児童生徒の給食費取扱について(訂正)

- 【徴収方法】
- 保護者届出の口座から引落し
- 原則、8月を除く4月～翌年3月までの11か月分
- ※小学校1年生は、段階給食のため4月分給食費は別額徴収
- ※中学校3年生は、2月で給食が終了するため、4月から翌年2月までの10か月分を徴収

【徴収及び返金について】

項 目		方 法	口座金額調整	現金	口座振込	領収書
1	年間で確定している学校行事 (修学旅行・林間学校など)	返金	行事の該当月	—	—	—
2	アレルギー等で医師の証明がある場合	返金または徴収	月または学期ごと	○	○	現金の場合 必要
3	転入の場合	徴収	—	○	—	必要
4	転出の場合	返金または徴収		○	○	現金の場合 必要
5	長期欠席（学校長が認めた理由による）及び出席停止の場合	返金	○	○	○	現金の場合 必要
6	学級閉鎖＞インターネット伝送	返金	実施月の翌月以降	—	—	—
7	学級閉鎖＞年度末インターネット伝送	返金	—	○	○	現金の場合 必要

- *2. 4. 5. 7の口座振込の手数料は、保護者負担とする
- *就学援助対象者は、様式1・様式2に必要事項を記入の上、社会援護課・教育委員会に提出する。
- *口座で金額調整した場合は、徴収台帳に記入し金額誤りを防ぐ。
- 5・・・届出日を含め、連続して1週間(欠席及び出席停止期間内の土・日・祝日を含む)を超えて休む場合、届出日の翌日から起算して3日目より停止した食回数を返金する。
ただし、月額を限度とする。
- 7・・・学校給食費決算・監査の為できる限り年度内に返金する。